

# 教会だより

松本カトリック教会  
教会委員会  
松本市丸の内9-32  
TEL 0263-32-0795

## 《神父のつぶやき》

主任司祭 白木信一

コロナ感染警戒レベルが最高レベルに達したため、8月最初の主日ミサから、小教区のすべてのミサを中止することになってしまいました。幸いに、警戒レベルが下がったため、9月18日の主日ミサから小教区のミサを再開できるようになりました。それでも、人数制限を行うなどの感染予防対策は継続しなければなりません。

9月18日には中信地区合同堅信式の予定がありましたが、最終判断をする9月10日時点では、最高レベルのままでしたので、中止の決定がなされてしまいました。ほんの数日前に警戒レベルが下がっていれば中止にならなかったのにと、とても残念に思いました。

コロナ禍がいつ収束するのか分かりませんが、それまでは小教区の皆さんが毎週ミサに参加することができない状態（現在は月に一回）が続くことになるでしょう。信仰生活には欠かすことのできない、また信仰生活の中心であるミサに毎週参加することができない状況にあって、信徒の皆さんはどのような信仰生活を過ごされているのでしょうか。

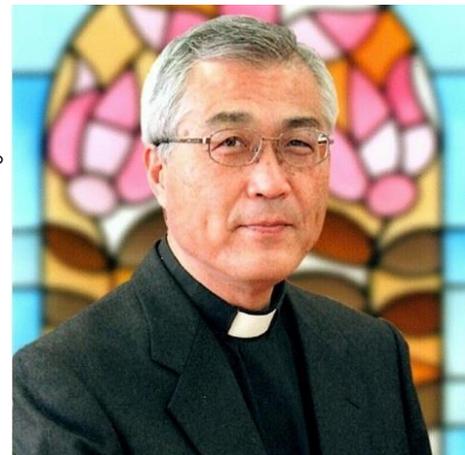
ある小教区で、「ミサに来るだけで精一杯でそれ以上のことはできない」と言う人がいるのですよ、と教えてくださった方がおられました。ミサに参加することだけが信仰生活なののでしょうか？ その方は主日のミサに参加したことで、信徒の務めを果たしたとも思っているのでしょうか。信徒の務めは主日のミサに参加することだけでしょうか？

現代の教会は、洗礼の秘跡、堅信の秘跡、聖体の秘跡、この三つの秘跡をまとめて入信の秘跡と呼び、この三つの秘跡を受けて入信が完結することを教えています。そのため復活徹夜祭における成人の洗礼式においては、この三つの秘跡が入信の秘跡として授けられています。入信の秘跡を受けた信徒はキリストの弟子となり、キリストの使命にあずかるのだということを教えているのです。

「信徒の定義」として、教会憲章31項で次のように述べられている一文があります。「洗礼によってキリストのからだに合体され、神の民に組み込まれ、自分たちのあり方に従って、キリストの祭司職、預言職、王職に参与する者となり、教会と世界の中で、自分たちの分に応じて、キリストを信じる民全体の使命を果たすキリスト信者のことである」。

最高の礼拝と位置づけられているミサに参加することは、キリストの祭司職を果たしていることですが、ミサだけではなくキリストの模範にならって「祈る」ことも同じです。ここからも、ミサに参加することだけがキリスト者の信仰生活ではなく、キリストの預言職、王職を果たしていくことも忘れてはならないということです。

司教教書『共同宣教に向けた ---』において、三部門の設置を求められたことは、すなわちこの使命を果たしていくための力を育てるよとの、司教様の意向なのです。日本の教会は2011年に「日本再宣教150周年記念」を祝いました。日本の教会は、幼児期から少年期、そして青年期へと成熟していく時期を迎えているのだと、私は受け止めています。この歩みを松本小教区の皆さんと共に、さらには中信地区の皆さんと共に一歩ずつ進めていけたらと願っています。



## 《 教会委員会より 》

- 聖堂の花は、ミサの無い期間でも従来どおりとする
- コロナ感染症警戒レベルとミサの関係は、現状規定を継続
- 冠婚葬祭の統括は、典礼係とする
- 教会学校の初聖体クラスは、感染警戒レベル6でも月2回実施予定
- 初聖体は、感染警戒レベル6でも10月30日実施予定
- 教会学校のミサは、感染警戒レベルが下がっても月1回に変更予定
- 中信地区信徒大会中止
- 植込みのサツキを一部撤去。今後は、芝桜等の植栽を検討
- 教会だよりをホームページで公開する
- 聖堂・信徒館の清掃当番について
  - ・ベトナムコミュニティの方が、第1日曜日のミサ後に清掃をしてくれる
  - ・他の地区割り当番については継続検討（下記参照）

## 現行の清掃当番

下表のように地区別に分担しています。ご協力いただける方は参加お願いいたします。

開始時刻（作業は約1時間）	担当地区
第1土曜日 午前10時 （4～9月は9時）	蟻ヶ崎、城西、庄内、沢村、白板、大手、中央、梓川、筑摩、井川城、島内、島立、横田、城東、塩尻市
第2土曜日の翌日の日曜日	フィリピンコミュニティー
第3土曜日 午前9時30分 （4～11月は9時）	山辺、出川、岡田、北深志、芳川、寿台、寿、巾上、明科、池田、坂北、四賀、平田、鎌田、桐、浅間（島内、島立、横田、城東、井川城）
第4土曜日 午前9時30分	並柳、神林、笹賀、中山、波田、安曇野市、山形村（筑摩）
第5土曜日 午前10時	安曇野市穂高、松川村、池田町、大町市

## ☆ ウクライナ支援 ☆

ウクライナ必需品提供のJCFへの寄付金は3月より9月まで316.830円の累計額となっております。ロシアの戦闘が止まない中、少しでも支援の手を差し伸べるようにご協力をお願いします。

## ☆ 教会学校が 日曜ミサ後に戻ります ☆

コロナ禍の影響で土曜日の午後に移動していた教会学校が、2学期 9月25日（日）から、第2～4週の日曜10時ミサ後に戻ります。ご自分の地区でない週は、ミサ後の10：45にお集まりください。警戒レベルが6の時は、初聖体クラスのみの開校で、他クラスはお休みです。

- 警戒レベル5以下の時 ●  
 ～ 日曜日 10時の主日のミサ後 10：45 から～  
 第1週...お休み  
 第2週...DVD勉強会  
 第3週...教会学校レッスン  
 第4週...教会学校レッスン  
 第5週...お休み

みなさんにお会いできるのを楽しみにしています。

## 新しい「ミサの式次第」研修用動画

今年の11月27日日曜日（待降節第一主日）から新しい「ミサの式次第」の使用が始まります。それに伴い、横浜教区典礼委員会では新しい「ミサの式次第」実施に向けての準備のために、2つの研修用動画（①新しい「ミサの式次第」を使った模擬ミサ、②新しい「ミサの式次第」についての解説）を作成いたしました（各約30分）。以下のリンクあるいはQRコードからご視聴いただけますので、ご利用いただければ幸いです。

新しい「ミサの式次第」を使った模擬ミサ  
30分12秒

<https://youtu.be/Il82flgJxYI>



新しい「ミサの式次第」についての解説  
29分46秒

<https://youtu.be/W1CD0SpKeiM>



ブラウザから検索してアクセスいただくこともできます。

横浜教区典礼委員会 YouTube



## 教会財務担当よりお願い

財務担当 富田 清賢

信徒の皆様には、日頃から教会維持費（月定献金）、ミサ献金、聖堂積立金と多くのご負担をしていただき心から感謝申し上げます。

特に教会維持費（月定献金）は教会の主要かつ安定的な財源であり、その確保は重要な課題です。当教会でも人数、金額とも近年減少してきており厳しい状況にあります。

松本教会の支出としては、宗教活動費として、ミサ等祭儀に係る経費、行事費として復活祭・敬老会・クリスマス等に係る経費、布教強化費として教会学校、黙想会に係る経費などがあります。また、維持管理費としては、大規模・小規模修繕、火災保険料等維持管理に係る経費、人件費としては、職員給与、法定福利費等に係る経費があります。事務運営費としては、消耗品、通信費、旅費交通費、水道光熱費、自動車諸費、会議費、賃借料、保守管理料等の経費があります。

横浜教区への繰入金として、本部分担金（前年の月定献金及びミサ献金の12%）並びに、建設基金拠出金（前年の月定献金及びミサ献金の5%）、司祭給与分担金（前年の月定献金及びミサ献金、祭儀献金の25%）を横浜教区へ送金しています。

その他教会の建替え、修繕等において多額の支出が必要なこととなる場合に備え独自の聖堂積立金をしております。

いままで教会維持費（月定献金）を納めていなかった方、転入された方、洗礼を受けられた方で納めていなかった方をお願いします。教会を維持管理していくために、コロナ禍、物価高の経済環境ではありますが、信徒一人ひとりが教会を支えているという意識を持ってご負担いただくとともに、信徒の義務として教会維持費（月定献金）、聖堂積立金等を各自の家庭事情をふまえ、献金して頂けますようお願いいたします。

## ☆ 10月よりミニショップ開店します ☆

10月2日(第一日曜日)10時ミサ後に1回目、11月13日(第二日曜日)に2回目、12月18日(第三日曜日)に3回目・・・と月1回ひらきます。 どうぞご利用下さい。